

一般社団法人 全国建設業労災互助会

建設業における労働災害は、事業主の皆さまや、労働者の方々ならびに関係諸団体のたゆまない努力にもかかわらず、事業の特殊性から、いまだに事故発生率が高く、とくに死亡および重篤災害の発生は、残念ながら全産業中最多を占めている現状であります。

一般社団法人 全国建設業労災互助会は、昭和 54 年に労働大臣の許可を得て、労働災害の補償等に関する調査研究事業および、政府労災保険の上積み補償制度など、建設業で働く方々の労働福祉の向上と建設業の発展に寄与することを目的に社団法人 全国建設業労災互助会として創設されました。その後、公益法人制度改革関連三法に基づき、平成 25 年 10 月 1 日をもって一般社団法人全国建設業労災互助会（以下「労災互助会」といいます。）に移行しました。

労災互助会に入会いただきますと、「労働福祉事業」「補償制度事業」をご利用いただけます。

労災互助会への入会には、「会員入会申込書」によるお申込みと「年会費」が必要となります。会員区分は「正会員」（年会費 24,000 円）と「賛助会員」（年会費 2,400 円）です。補償制度へのご加入時にお申し込みいただくことも可能です。

4つの補償制度^{プラスワン}で災害のトータル補償!

新労災(傷害プラン)補償制度 (事業活動総合保険) 労働者の業務中のケガと労災訴訟によるご加入者の賠償責任を補償 ★下請負人も補償対象 ★保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能 ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能	労災上積み補償制度 (労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度) 政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償 ★下請負人も補償対象 ★入院見舞金制度 ★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能
第三者賠償補償制度 (賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット) 工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償 ★地震崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償	建築・土木・組立工事補償制度 (建設工事保険に各種特約をセット) 火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償 ★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮設置場、仮設倉庫も対象 ★公共工事・民間工事の仕様書が求める火災保険・工事保険の内容を充足しています。

プラスワン 工事全体が補償対象となる
+1「甲型JV工事スポット契約」
をお薦めします!

詳しくは、
こちらのパンフレットを▶▶▶
ご覧ください。



この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、下記または取扱代理店までお問い合わせください。

一般社団法人 全国建設業労災互助会

東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツバ小川町ビル5階
〒101-0062 TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

■取扱(幹事)代理店: 緑富士株式会社 〒101-0062 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツバ小川町ビル7階 TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

■引受(幹事)保険会社: 損害保険ジャパン(株) 営業開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3322 FAX 03-6388-0155

<受付時間> 平日: 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日または年末年始は、お休みとさせていただきます。)

SJ25-03819(2025.07.09)

<https://rousaigojyokai.or.jp/>